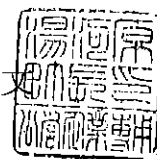


湯河原町公営企業告示第 2 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり公金の債権回収に関する業務を委託した。

令和 8 年 1 月 8 日

湯河原町長 内 藤 喜



- 1 債権回収に関する業務を委託する公金
湯河原町水道事業の水道料金及び湯河原町温泉事業の温泉使用料
- 2 委託先
神奈川県横浜市中区太田町二丁目 23 番地
横浜メディア・ビジネスセンター 6 階
M&F パートナース法律事務所 弁護士 田 鍋 智 之
- 3 委託期間
契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで